

記号表示届出書の記載要領

- 1 この届出書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第5項の規定により、酒類製造業者がその住所に併せて、製造場、引取先又は詰替の場所の所在地の表示を記号により表示する場合又は届出をした記号を変更する場合に提出してください。
- 2 この届出書は、当該表示を行う酒類を製造場等から移出する前に次の区分により提出してください。

区分	届出者	提出先
(1)	酒類製造業者又は酒類販売業者	酒類製造業者若しくは酒類販売業者の住所地又は製造場若しくは販売場の所在地を所轄する税務署長
(2)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(3)	連合会若しくは(2)以外の酒類業組合で一の都道府県の区域又は一の都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(4)	(2)及び(3)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

- (注) 1 酒類製造業者又は酒類販売業者が直接又は間接に構成する団体は、組合法の規定に基づかない任意の団体であっても差し支えありません。
- 2 「酒類業組合」には、上記1の団体を含みます。
- 3 記号表示の届出は、1製造場等につき1記号の届出となりますので、商品ごとに届出を行う必要はありませんのでご注意ください。